

秋田市文化創造館
事業パートナースペース(カフェ・ショップ) 募集要項

2020年8月17日
NPO 法人アーツセンターあきた

1. 目的

秋田市文化創造館(以下「文化創造館」という。)は、世代・性別や職業を問わず幅広い層の来館動機を高めるため、1F にカフェおよびショップを設け、運営する事業者(共同事業体も可とする)を公募します。カフェ、ショップを一体で応募、または個別の応募を可能とします。

カフェおよびショップの運営事業者は、「事業パートナー」として指定管理者である NPO 法人アーツセンターあきたと連携し、文化創造館 1F コミュニティスペースや屋外広場等を活用したイベントの企画・運営や商品開発等を積極的に進め、文化創造館の魅力向上に貢献していただくことを期待しています。

2. 秋田市文化創造館概要

(1) 概要

2013年に閉館した旧秋田県立美術館は、秋田市文化創造館に生まれ変わり、未来に向けて新しい価値を生み出す「文化創造プロジェクト」の拠点として、出会い、つくり、はじめる場となります。

[開館準備ウェブサイト] <https://www.2020akita.jp/>

(2) 施設概要

- ア 指定管理者 NPO 法人アーツセンターあきた
- イ 指定管理期間 2021年3月21日～2024年3月31日
- ウ 施設内容

	スペース名称	用途・附帯設備
屋外	屋外広場 (約 1,654 m ²)	芝生を敷設したスペース。秋田市のフリーWi-Fi が利用可能。
	デッキ (約 240 m ²)	文化創造館の南・北・西側にデッキを配します。
	駐輪場	約 16 台が駐輪可能な、駐輪スペースを設置します。
1F	コミュニティスペース (約 560 m ²)	利用者の憩いや活動の場所となるスペース。一般利用者には、有料で貸し出しを行う。キッチンカウンターを備え、指定管理者や利用者がトークイベントやワークショップ等のイベントを開催することも予定。
	カフェ・ショップ (各約 40 m ²)	仕様は、資料 2 および資料 3 参照。 カフェの設備については資料 4 および資料 5 参照。
	総合案内	指定管理者の職員が執務する事務室。施設案内や利

		用相談等を受付ける窓口機能を有する。
	コインロッカールーム	コインリターン式の来館者用コインロッカーを設置予定。
	授乳室	授乳用個室を設置。
	会議室	指定管理者の職員が来客対応や内部打合せのために使用する会議室。
	更衣室	指定管理者の職員および事業パートナースペースの従業員が主に使用する更衣室。
	トイレ	男性用(大 2、小 3)、女性用(3)、多目的(1)を設置。
2F	スタジオ A1 (約 405 m ²)	一般利用者には有料で貸し出しを行う。指定管理者が自主事業の際、展示、上演、上映、講演等の多様な活動に用いるスペース。
	スタジオ A2 (約 100 m ²)	一般利用者には有料で貸し出しを行う。指定管理者が展示、制作等の多様な活動に用いるスペース。
	スタジオ B (約 127 m ²)	一般利用者には有料で貸し出しを行う。指定管理者が展示、上演、上映、講演等の多様な活動に用いるスペース。
	準備室 A および B (A:約 20 m ² 、B:約 47 m ²)	スタジオ A1・スタジオ B の利用者が利用するスペース。単独での一般利用者への貸し出しは行わない。
	トイレ	男性用(大 2、小 3)、女性用(3)を設置。
3F	スタジオ A3 (約 385 m ²)	スタジオ A1 を囲む回廊状のスペース。 スタジオ A1 で実施する事業の客席やギャラリーとして活用を予定するほか、事業での利用予定がない場合は自習や打合せのスペースとしての活用も想定する。

エ 駐車台数

北側に 7 台(うち、思いやり駐車場 1 台)分の駐車スペースがありますが、許可者専用とします。また、カフェ、ショップの従業員の利用については、応相談とします。

(3) 開館予定日

2021 年 3 月 21 日(日)

(4) 休館日・開館時間

ア 休館日 毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は、その翌日)、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

イ 開館時間 9 時～21 時

3. 事業パートナースペース概要

(1) 物件の概要

所在	秋田市千秋明德町 3-16 秋田市文化創造館 1F コミュニティスペースの一部
使用面積	[カフェ] 約 40 m ² (調理スペース含む、階段下倉庫約 6.4 m ² 付属) [ショップ] 約 40 m ² (その他館内倉庫の一部を提供予定)

※カフェで購入したものは、カフェスペース(1F コミュニティスペース内の南東側一角の 20 席程度、家具は秋田市が調達予定)の他、デッキや屋外広場を含む文化創造館内の全てで飲食可とします。ただし、文化創造館内で実施する事業の内容によっては、一部区画について飲食物の持ち込みを禁じる場合があります。

(2) 営業日・営業時間

ア 営業日

原則として、文化創造館の休館日を除き営業するものとします。

イ 営業時間

原則として、文化創造館の開館時間(9 時～21 時)内とします。

(3) 図面・設備

資料 1、資料 4 および資料 5 のとおり

(4) 利用料金等

	利用料金(上限)	加算料金
カフェ	月額 15,400 円	当該月の売上高に 100 分の 5 を乗じて得た額
ショップ	月額 15,400 円	当該月の売上高に 100 分の 5 を乗じて得た額

※光熱水費は別途徴収します。子メーターが付帯していないため、営業時間や仕様する電気・ガス等の容量に応じて別途算出します。

※利用料金について、2021 年 3 月分については日割り(31 日分の 11 日)で徴収します。小数点以下は切り上げとします。

※利用料金は、月額 15,400 円を上限とし、指定管理者と秋田市との協議を経て最終的な金額を決定します。

4. 事業パートナーの基本的な考え方

応募にあたっては、次の点に留意してください。

(1) 市民・県民・観光客等、世代・性別や職業を問わず幅広い層の来館動機を高めるための入口として機能するための、商品・メニュー・サービスの提供や、イベントの企画・運営、情報発信を行うこと。

(2) 文化創造館が取組む各種事業と連動したオリジナル商品やメニュー開発等にも積極的に協力し、事業の参加者や文化創造館の利用者の満足度向上に貢献すること。

館内で展開する事業として食に関連したプログラム等を検討している他、トークイベントの記録集の出版化等も検討しており、カフェやショップの事業者が「パートナー」として指定管理者と連携して文化創造館を盛り立てていく計画である。

(3) 日常的にサービス向上に努めるとともに、指定管理者やその他の関係事業者との定例会議に参加し、文

化創造館の利用者満足度向上のための館をあげた取組みに積極的に協力・貢献すること。

(4) カフェについては、冬季を除いては、デッキや屋外広場と接続したサービスを行うことが望ましい。

(5) 緊急時の避難誘導に協力すること。

5. 募集方法

(1) 参加要件

ア 秋田市に本社(店)または支社(店)を有する法人やその他の団体。複数社による共同体として応募をする場合は、代表社が秋田市に本社(店)または支社(店)を有する法人やその他の団体。

イ 会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生手続きをしていない者であること。

ウ 破産法に基づき破産手続きが開始されていない者であること。

エ 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押えまたは差押えの命令および競売手続きの開始決定を受けている者ではないこと。

オ 税金を滞納していない者であること。

カ 過去3年間において、営業停止およびその他の行政処分を受けていないこと。

キ 法人およびその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団または暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。

ク 営業に関し、法律上必要とされる資格・免許を有する者を従事させることができること。

ケ 食中毒事故の場合、事業者の責任において即時対応ができ、かつ相応の補償ができること。

コ カフェまたはショップの企画・運営の実績やノウハウを有すること。

サ マルシェ、ワークショップやトークイベント等の店舗を使った、または取扱い商品に関連したイベント企画や、オリジナル商品・メニュー開発の実績やノウハウを有すること。

シ 仕様書に示す内容を履行できること。

(2) スケジュール

内容	日程
公募内容公表	8月17日(月)
質問の受付および回答	8月17日(月)～8月28日(金)正午まで
施設見学希望の受付	8月28日(金)17時まで
施設見学許可および日程の通知	9月2日(水)
施設見学	9月3日(木)～9月11日(金)のうちの平日を予定
参加申込書等の提出	9月25日(金)17時まで(必着)
公開審査会(プレゼンテーション)	9月30日(水)(予定)
選定結果の通知	10月1日(木)(予定)

※文化創造館は現在工事中です。参加要件を満たし、応募の意思のある事業者について、上記日程により事前の見学を認めます(平日10時～、15時～のいずれか30分間、日程は別途調整)。

※応募に際して、施設見学は必須ではありません。見学に参加せずに、応募いただくことも可能です。

(3) 参加手続

ア 質問の受付

公募の内容について質問がある場合は、以下の方法で指定管理者までメールで問い合わせること。

受付期限	8月28日(金) 正午まで
問合せ方法	メールの件名を「秋田市文化創造館事業パートナースペースに関する質問」として、質疑内容を送付してください。 [メールアドレス] proposal@artscenter-akita.jp
回答方法	回答はできるだけ速やかに送信者に対してメールで回答するとともに、ホームページに随時掲載します。

イ 施設見学の申込

応募期限	8月28日(金) 17時まで
提出先	[メール] proposal@artscenter-akita.jp
提出方法	メールによる
提出書類	メールの件名を「秋田市文化創造館事業パートナースペース見学希望」として、下記の内容をお知らせください。 ① 事業者名 ② 見学者氏名(1事業者につき1名までとします) ③ カフェ・ショップのいずれへの応募を希望するか

ウ 施設見学の許可および日時通知

通知日	9月2日(水)
通知方法	施設見学の許可および日時について、メールで連絡します。

エ 参加申込書等の提出

提出期限	9月25日(金) 17時まで(必着)
提出先	[郵送] 〒010-1632 秋田市新屋大川町 12-3 アトリエももさだ内 [メール] proposal@artscenter-akita.jp
提出方法	郵送またはメールによる
提出書類	① 参加申込書(様式 1-1) ② 共同事業者概要書(様式 1-2) ※共同体として応募する場合のみ ③ 決算等経営状況が判断できる書類の写し(直近3カ年分) ④ 応募書類(所定様式なし、A4サイズ5枚以内) 応募書類には、下記の内容を含めること。 <ul style="list-style-type: none">・ 運営計画(営業日時、サービスの提供方法、収支計画)・ 運営体制(雇用計画、人員配置等)・ 主なメニュー(カフェ)・販売予定品目(ショップ) 等

オ 公開審査会(プレゼンテーション)

カフェおよびショップの項目別に行います。応募書類の内容に沿って説明をしていただき、その後審査員から質疑を行います。

1 団体につき所要時間は最大 30 分(説明 10 分・質疑応答 20 分)とします。審査会(プレゼンテーション部分のみ)は公開(オンラインによる配信)を予定しています。

日程	9 月 30 日(水) (予定)
場所	秋田市新屋大川町 12-3 アトリエももさだ内

カ 結果通知

通知日	10 月 1 日(木) (予定)
通知方法	企画提案書提出者に、結果通知をメールにて行うとともに、ウェブサイトに公開します。 なお、審査結果に対する一切の意義申し立ては受け付けません。

(4) 選考方法

ア 選考方法

審査基準に基づいて審査会による審査を行い、カフェ・ショップ各々について審査員の合計得点の平均点が高い順に上位 2 者程度を選定します。カフェ・ショップのパートナーとしての組み合わせ、相乗効果について、審査員が協議の上、運営候補者を決定します。

イ 失格について

審査において、以下のいずれか 1 つ以上に該当があった場合は、順位の如何に関わらず失格とします。

(ア) 運営体制に関わる項目について、1 項目以上において得点が 0 点の場合

(イ) 経営状況の得点が 0 点の場合

(ウ) 審査員の平均得点が 50 点未満の場合

ウ 公開審査会(プレゼンテーション)

応募書類の内容に沿って説明をしていただき、その後審査員から質疑を行います。

(5) 審査基準・配点

審査項目		審査の着眼点	配点(点)
運営体制	ア 業務に関する専門性・実績	本業務に類似した事業の実績があるか。	5
	イ 業務運営体制	従業員の配置計画および勤務体制が適切であるか。 従業員の教育・訓練方針が整備されているか。	5
	ウ 安全管理・食品衛生	運営上の安全管理・食品衛生について、自己防止の体制および事故への対応策を適切にとることができるか。	5

	エ 事業者のコンプライアンス体制	個人情報保護の取扱いを含めた社内コンプライアンス体制が整備されているか。	5
経営	オ 経営状況が健全であるか	直近3カ年の経営状況が健全であるか。	10
事業連携	カ 提供メニュー・商品等	文化創造館のコンセプトを理解した上で、その実現に貢献する事業パートナーとして提供メニューや商品、サービスを提案できるか。	20
	キ 来館動機や文化創造館の利用者満足度向上に向けた取組・工夫	幅広い層の来館動機や文化創造館の利用者の満足度向上に向けた魅力的且つ具体的な取組や工夫が期待できるか。 また、憩いの空間の創出・醸成が期待できるか。	20
	ク アピールポイント	競合優位性、アイデア、広報手段、集客方法等、アピールできる事項が認められるか。	10
	ケ 文化創造館事業との連携	指定管理者と連携し、事業と連携した商品・メニューやオリジナル商品・メニューの開発について実現可能か。	20
合 計			100

(6) 審査員

氏名	所属・肩書
藤 浩志	NPO 法人アーツセンターあきた 理事長
柴田 誠	NPO 法人アーツセンターあきた 副理事長
三富 章恵	NPO 法人アーツセンターあきた 事務長
橋本 誠	NPO 法人アーツセンターあきた ディレクター
小杉 栄次郎	旧県立美術館活用調査検討アドバイザー、秋田公立美術大学 教授
渡邊 靖	秋田商工会議所 まちづくり推進課長
齋藤 一洋	秋田市企画財政部企画調整課 課長

(7) 仕様書

資料2 および資料3 のとおり

6. 留意事項

結果通知により決定の内示を受けた事業者は運営候補者となり、事業パートナースペース設置に伴う協議を行います。協議が整わない場合や、次の場合は運営候補者としての決定を取り消し、次点者を運営候補者として運営協議を行う場合があります。

- (1) 提出書類に、虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 文化創造館の開館までに、企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。

- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営候補者としてふさわしくないと判断したとき。
- (4) 運営候補者が、5(1)に示す事業者の資格要件に適合しなくなったとき。

7. 資料および提出書類様式

(1) 資料

- 資料 1 秋田市文化創造館 1F 建築図面
- 資料 2 事業パートナースペース(カフェ)仕様書
- 資料 3 事業パートナースペース(ショップ)仕様書
- 資料 4 事業パートナースペース(カフェ)設備等概要
- 資料 5 事業パートナースペース(カフェ)厨房機器
- 資料 6 事業パートナースペース費用負担区分表
- 資料 7 文化創造館 開館後の架空の物語(参考資料)

※運営管理計画については、秋田市ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011483/1005299/1016352/1020077/index.html>

※設計図面については、秋田市ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/sonota-nyusatsu-keiyaku/1017051/1024321.html>

(2) 提出書類様式

- 様式 1-1 参加申込書
- 様式 1-2 共同事業者概要書

以上